

19 麻 薬 取 締 部

(1) 取 締 り

① 概要

ア 薬物犯罪の取締

麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法第 54 条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け刑事訴訟法上の司法警察員として、次の法律で規制される薬物犯罪の取締りを行っています。

[薬物関連六法]

・麻薬及び向精神薬取締法	ヘロイン、コカイン、MDMA、LSD等
・大麻取締法	大麻草、乾燥大麻、大麻樹脂、液体大麻等
・あへん法	あへん、けし、けしがら
・覚醒剤取締法	覚醒剤
・麻薬特例法	薬物犯罪収益の隠匿・収受の処罰、薬物犯罪収益の没収等
・医薬品医療機器等法	模造医薬品、指定薬物（危険ドラッグ）等

[刑 法]

- ・第 2 編第 14 章あへん煙に関する罪

イ 各取締機関との連携

毎年 6 月頃に、厚生労働省と近畿厚生局麻薬取締部の主催で、管内薬物取締関係機関等の参加を得て「近畿地区麻薬取締協議会」を開催して、新たに規制された薬物の周知や特異事例、犯罪手口の変化に対応するための取締上の問題点等の情報や意見を交換し連携を図っています。

また、事件によっては、関係取締機関（警察、海上保安庁、税関等）と合同で捜査を行っています。

② 捜査実績

令和 2 年度に近畿厚生局麻薬取締部が検挙した人員は合計 202 名で、覚醒剤約 351g、乾燥大麻約 36.2 kg、大麻草 289 本、大麻濃縮物約 7.2g、約 30.5ml、コカイン約 147 g、MDMA3004 錠、指定薬物約 464 g（液体）等を押収しています。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
検挙人員	185 名	190 名	202 名

【近畿厚生局麻薬取締部集計】

近年、大麻事犯の検挙者数が急増しており、特に若年層を中心に大麻汚染が広がっています。

近畿厚生局麻薬取締部は、大麻事犯への捜査を積極的に実施しており、令和 3 年 3 月までに、国際スピード郵便物を利用し大麻の密輸入を企てたベトナム人ら延べ 29 名を検挙し大麻草約 35kg を押収するなど、我が国への違法薬物の流入を防いでいます。

(2) 鑑定

① 概要

薬物犯罪を立証するため、麻薬取締部では最新機器を使った規制薬物や証拠品の鑑定を行っています。

主な鑑定として、

ア 押収薬物の特定

イ 被疑者から採取した生体試料（尿、汗、毛髪、血液等）からの規制薬物の検出

ウ 関連押収物に規制薬物が付着しているか否かの鑑定

等があります。

また、信頼性の高い鑑定手法の開発や新たな規制薬物の鑑定方法の研究も行っています。

② 実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
鑑定総件数	1,130 件	1,612 件	1,478 件

※受理日を元に算出

(3) 許認可等

① 概要

麻薬、覚醒剤、向精神薬等には医療上の有用性がありますが、乱用されると乱用者個人の健康の問題にとどまらず、各種犯罪の誘因となるなど、公共の福祉に計り知れない危害をもたらすことになります。

乱用による保健衛生上の危害を防止するため、これら薬物の使用及び流通を医療及び学術研究に限定し、また取り扱うことができる者を免許制度等によって特定し、その取扱いを規制することによって、不正ルートへの横流しを防止しています。

近畿厚生局麻薬取締部は、薬物五法に基づき、厚生労働大臣や近畿厚生局長による免許・指定・届出・許可等の審査、進達及び各種免許等の交付事務を行っています。

② 実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
許認可総件数	1,754 件	1,044 件	517 件

※ 令和 2 年度の麻薬携帯輸出入許可数は 4 件であり、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ激減しました（通常年間約 350 件）。

(4) 立入検査

① 概要

各法令に基づき免許・指定・届出・許可等を受けている輸出入・製造・製剤・小分け・元卸売・卸売業者、医療機関、薬局等小売業者、研究者に対し、管内府県の薬務担当者と協力し、立入検査、行政指導を実施しています。

② 実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
立入検査 実施総件数	179 件	186 件	446 件

(5) 違法薬物相談電話

① 概要

近畿厚生局麻薬取締部では、大阪「06-6949-3779」、神戸「078-391-0487」にそれぞれ直通の電話番号を設置し、違法薬物全般に係る相談業務を行っています。

提供された情報を分析し、違法薬物の押収や被疑者検挙に向けた捜査を行っています。

② 実績

相談受理件数	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
大阪	270 件	257 件	207 件
神戸	24 件	33 件	72 件
合計	294 件	290 件	279 件

(6) 再乱用防止対策

近畿厚生局麻薬取締部では、薬物の乱用によって刑事手続きを受けた方や薬物問題でお困りのご家族の方等を対象に、薬物乱用を繰り返さないための支援を実施しています。

支援内容は、

- ① 面談、電話、メール等を用いた相談
- ② 認知行動療法に基づいた再乱用防止プログラムの実施
- ③ 精神保健福祉センター、医療機関、自助団体等の紹介等で、専門職員が相談に応じています。

再乱用防止対策室の直通相談電話は「06-6949-6330」です。

(7) 薬物乱用防止のための啓発活動

不正薬物の供給を削減するための密売人の取締りとともに、需要を削減するために新たな乱用者を作らないことも重要であることから、近畿厚生局麻薬取締部は青少年に対する啓発指導等を実施しています。

<主な予防啓発活動>

① 不正大麻・けし撲滅運動

大麻の成長期や違法な「けし」の開花時期に合わせ、ポスター、リーフレット等を配布し、府県・保健所等と協力して不正大麻・けし撲滅運動（5月1日～6月30日）を実施し、それらの発見・除去に努めています。

② 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）

③ 麻薬・覚醒剤等乱用防止運動及び乱用防止地区（府県）大会

厚生労働省と都道府県が共催して、国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、毎年、様々な地域団体を加えた麻薬・覚醒剤等乱用防止運動や乱用防止地区（府県）大会を開催しています。（毎年10月～11月）

※ 令和2年度は新型コロナウイルスの影響から、開催を中止しました。

④ 学校教育における啓発活動

学校等における薬物乱用防止教室において講演を行うなど、青少年に対する薬物乱用防止の予防啓発活動を展開しています。